

○内閣府告示第十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

別表第二から別表第五までを次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページ（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>）により公表する。）

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、令和四年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育

、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用（次項において単に「費用」という。）の額の算定について適用する。

2 前項の規定により令和四年四月一日から令和四年九月三十日までの間における費用の額を算定する場合におけるこの告示の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	別表第二及び別表第三	別表第四及び別表第五
第一条第三十五の六号	三十五の六 処遇改善等加算Ⅲ 当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。	削除

第十七条	第十条から第十二条まで	第五条から第七条まで	第二条から第四条まで及び第九条から第十一条まで
処遇改善等加算Ⅱ、 処遇改善等加算Ⅲ	千分の七百四十二	別表第三	別表第二
処遇改善等加算Ⅱ	千分の七百三十八	別表第五	別表第四